

平成 30 年度（第 1 回）大磯町国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 30 年 6 月 20 日（水）
午後 7 時から午後 7 時 50 分まで
場所 大磯町役場保健センター 2 階研修室

< 開 会 >

（委嘱状の交付）片岡委員・尾白委員に交付

< 町長あいさつ >

（町長あいさつ省略）

< 自己紹介 >

（委員名簿の順番に自己紹介）

（事務局の自己紹介）

< 会長あいさつ >

（会長あいさつ省略）

< 諮問書の手交 >

（町長が諮問内容を朗読し、百瀬会長へ手交）

< 町長退席 >

（町長退席）

< 議事 >

（事務局による資料確認）

【議 長】

本日の出席委員ですが、本日の出席委員は 8 名です。

出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可します。

事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いらっしゃいません。

【議長】

現在、傍聴人はいらっしゃらないとのことですが、傍聴人がみえた時には随時、傍聴を許可したいと思います。

では、次第に沿って議事をすすめます。

本日の議題は、次第に記載の合計3つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約20分、議題2で約30分、議題3で約10分とし、20時30分までには終了したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

<議題1 平成30年度国民健康保険制度改正の概要について>

【議長】

それでは、「議題1 平成30年度国民健康保険制度改正の概要について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料1の平成30年度国民健康保険制度改正の概要について説明いたします。平成30年度より、国民健康保険制度の改正が行われております。既にご存知の方もいらっしゃいますが、今回の委嘱により新任委員となられた方もいらっしゃいますので、おさらいの意味で説明させていただきます。

資料1の2ページをお開きください。まず初めに国民健康保険制度の運営方法が変更されます。平成29年度までは、市町村が国民健康保険制度を運営しておりました。しかし、平成30年度からは、これまでの市町村の他に都道府県が加わることとなりました。

都道府県が国民健康保険の運営に加わった理由としましては、国民健康保険の抱えている財政的な問題に起因しています。その理由として、①年齢構成が高く、医療水準が高い、②所得水準が低く、保険税の負担が重い、③財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い、といった3つの理由が挙げられます。

これらの財政的な理由から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県と市町村がそれぞれの役割を担って運営を行うこととなりました。

では、その役割について、3ページをご覧ください。平成30年度からの都道府県と市町村の役割について、記載しています。

都道府県は、財政運営の責任主体となることから、国民健康保険運営方針を作成し、市町村ごとに標準保険税(料)率を算定した上で、それを公表します。また保険給付費等について、市町村が実際に支払った額を交付金として交付します。これにより、市町村は、都道府県が保険給付費に必要な費用を全額補てんしてくれることから安定した財

政運営が行えることとなります。

次に市町村の役割につきましては、資格管理や保険税の賦課・徴収等の業務に変更はないため、身近な窓口や通常の業務については、引続き市町村が行うこととなっており、その部分についての大きな変更はありません。しかし、昨年度までは行っていなかった内容として、都道府県へ納付金を納付するという行為が必要となりました。

平成 30 年度からの改正の中で最も重要なことは、都道府県は、保険給付費を市町村に交付する代わりに市町村は、都道府県に対して、納付金を納付する必要があるということです。日々の業務内容については、引続き市町村が業務を担っていく、ということとなります。そのため、町民の方々が行う手続きに関してはこれまで変更がないこととなります。

4 ページをご覧ください。市町村が納付金を納付するために都道府県に対して、過去 3 年間の被保険者数や給付費等の状況を報告します。この報告された情報と市町村の所得水準や年齢構成等を考慮して、都道府県が計算を行い、年間に必要な納付金額を導き出します。この納付金額から、都道府県が算定した標準保険税（料）率を参考にして、市町村ごとに保険税率を決定するものとされております。この流れをイメージ化したものが、4 ページに記載されている「保険税（料）のイメージ図」となります。

しかし、実際には都道府県から示される標準保険料率を待つて事務を進めていった場合、予算編成等に間に合わないことから昨年度と同様に町で計算をしたものをいくつかパターンとして、皆さまに示していきたいと考えております。

資料 1 の平成 30 年度国民健康保険制度改正の概要に関する説明は以上となります。

議長、よろしく申し上げます。

【議 長】

ただいまの事務局の説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

【委 員】

基本的なことを伺いたいのですが、町が算出した複数のパターンで今後もやっていくものでしょうか？

【事務局】

保険税率を決めるにあたっては、実際に収納しなければならない金額が県から示されることとなり、その金額を納付することになります。そのため、いくつかのパターンを示させていただくこととなります。

【事務局】

今年度につきましては、さきほどの諮問のとおり、保険税率の改正をしていくかをこの 1 年間で議論していただくこととなります。今後も毎年、改正をするかどうかは、医療給付費の伸びを見た上で、検証していくこととなります。今年度のやり方としては、県から示された納付金を待つてからですと、保険税の変更が次年度の賦課の時期に間に合わなくなってしまうため、いくつか例を示させていただいた中で、今年度は対応させていただくことを考えております。

【議 長】

他に質問が無いようなので、議題1の平成30年度国民健康保険制度改正の概要については、ここまでとさせていただきます。

<議題2 大磯町国民健康保険の現状について>

【議 長】

続きまして、「議題2 大磯町国民健康保険の現状について」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料2-1の大磯町国民健康保険の現状について説明いたします。今回の資料でお示しする平成29年度数値に関しましては、決算作業中であるため、見込数値であることを予めご了承ください。

2ページをご覧ください。全収入に占める保険税収入は、約2割で、国・県等から交付される特定財源が約7割、残りの1割が繰入金になります。繰入金のところを四角く囲っていますが、全体の繰入金の内、白くなっている部分が法定外繰入金で、一般会計から特別に繰入れて補填している部分になります。

下段にあるのは、支出の状況です。一番左にあるのは総務費で、この国民健康保険運営協議会の経費や職員の人件費・保険税徴収のための経費になります。保険給付が全体の6割以上を占めています。その右横にあるのが、後期高齢者医療への納付金・介護保険への負担金と国保連合会が行う共同事業への納付になり、全体の約3割となっています。

3ページをご覧ください。加入者である被保険者数の状況です。平成29年度末は8,742人で、平成24年の10,027人に比べると、12.8%減少しています。急激に下がっている折れ線グラフは、一世帯当たりの被保険者数です。

4ページをご覧ください。被保険者に占める年齢構成の変化です。徐々に高齢者の割合が高くなり、平成30年3月末時点で、60歳以上が全体の6割近くになっています。

5ページをご覧ください。給付費の状況です。給付費の総額は平成24年度から平成29年度にかけて約5%減少しています。平成26年度に一旦増加していますが、減少傾向は続いています。

6ページをご覧ください。被保険者数と給付総額の対比です。平成24年度を100とした場合の、被保険者数と1人当たり保険給付費の状況です。人数は減り、給付費は上昇している状況であり、運営が厳しくなっています。

7ページをご覧ください。内容別給付件数の状況です。件数は、1か月を1件として、医療機関ごとに数えます。入院は、月の中であれば、何日入院していても転院していなければ、1件として数えます。通院の場合は、内科でA病院月1回、眼科でB病院週1回、合計4回通っている場合、月間の日数は、5日間になりますが、件数は医療機関ご

とに数えるので、合計2件と数えます。平成24年度から平成29年度にかけて、1人あたりの年間通院件数は増加傾向にあります。

8ページをご覧ください。入院・入院外・歯科・調剤ごとの給付費の状況です。平成24年度から平成29年度で減少傾向が続いています。7ページの年間通院件数は増加傾向にありましたが、8ページの給付費状況としては、減少傾向にあります。

9ページをご覧ください。保険税算定の基礎となる支出額の推移です。棒グラフは保険税算定の基礎となる支出総額の推移です。医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合算すると、平成27年度をピークに減少傾向が続いているように見えますが、1人当たり負担額である棒グラフを見比べると、増加しています。この部分が昨年度と同様に今回の制度改正の目指すところと考えられます。

折れ線グラフの医療分をみると、基本的に上昇しているものの、後期分、介護分については、年度による変動はあまり出ていません。

10ページをご覧ください。国民健康保険税の調定額と収納額です。上段が現年分で、平成24年度以降92～94%の間となっております。

中段が滞納分です。本来の納期限に納付がなかった分を翌年度以降に収納しているものです。現年度分に比べ、滞納分の収納率は、かなり低めになっていますが、平成26年度以降は、上昇傾向にあります。

下段が現年分と滞納分を合算したものとなり、全体の収納率は、平成25年度以降は上昇傾向にあり、平成29年度末で80.7%となっています。

この収納率の向上が今後の要となることと考えられることから、収納率向上に向けた取組として、口座振替の勧奨を強く推進していく必要があると考えられます。

11ページをご覧ください。特定健康診査受診率です。年々、被保険者数が減少してきていることからそれに比例して対象者数が減少してきています。しかし、受診率については、平成24年度から平成29年度にかけて、4.8ポイントの上昇となっています。

特定健康診査の受診率を向上させることで、自身の健康状態に対して関心を持ってもらうと同時に疾病の早期発見に繋げることが可能となると考えられるため、積極的に受診勧奨を行っていく必要があると考えられます。

12ページをご覧ください。主な繰入金の推移です。左側にある基盤安定繰入金は、低所得者の保険税軽減に対し、国・県・町で補てんをしている分です。平成25年度から年々、上昇傾向にあり、平成27年には軽減の対象が拡大したことから大幅に繰入金額が伸びています。

右側にあるのは、その他一般会計繰入金です。平成26年度に保険税率を見直したことにより、繰入額の圧縮がされました。平成29年度については、法定外繰入金を削減することを目的にした結果、減少へとなっています。

つづきまして、資料2-2をご覧ください。こちらは、国民健康保険税の算定に関する資料です。

国民健康保険については、医療分と後期高齢者医療支援金分、介護納付金分の3つに

大きく分かれます。この3つを合算して年間保険税額が決定されます。そして、それぞれに所得割、均等割、平等割による積算が行われます。

大磯町では、医療分を所得割、均等割、平等割の3つで積算する3方式を採用し、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、所得割と均等割の2つで積算する、2方式を採用しています。

3ページをご覧ください。ここでは、具体的な計算の経過を記載しています。

①は、軽減の判定です。世帯の収入から所得額を計算し、世帯員の人数によって低所得世帯に該当するか判定します。この判定方法は、国による統一基準で判断します。今回の世帯の場合は、軽減該当には該当しません。

②は、医療分の計算です。医療分は233,300円という事になります。内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の6.1%を掛けて、それぞれ夫分を142,130円と妻分を1,220円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて69,000円、平等割は、1世帯当たり21,000円になります。

4ページをご覧ください。

③は、後期高齢者支援金分です。100,900円になります。その内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の2.7%を掛けて、それぞれ夫分を62,910円と妻分を540円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて37,500円、平等割はありません。

④は、介護納付金分です。62,700円になります。その内訳は、後期高齢者支援金分と同じで所得割と均等割だけになっています。

⑤は、年税額です。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したもので年額396,900円になります。

5ページをご覧ください。平成24年度以降の保険税率の応能割分の推移です。大磯町では、財政の安定化の為、平成27年度までは、3年に1回の税率の見直しを行っていました。一番左からご覧いただきます。

医療分の所得割は、平成24年度当時4.7%だったものが徐々に上昇し、今年度は6.1%になっています。資産割については、平成24年度当時15%ありましたが、見直しごとに割合を縮小させ、平成29年度からは、0%になっています。後期高齢者支援金分、介護納付金分も医療分と同様に徐々に上昇をしています。

6ページをご覧ください。平成24年度以降の保険税率の応益割分の推移です。医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割りと平等割の経過です。いずれも平成24年度から上昇傾向にあります。

今回の諮問では、2年連続で改定を行っておりますが、今年度も昨年度と同様に税率についてご審議を頂きたいと考えています。

7ページをご覧ください。保険税率の見直しまでの簡単な流れを記載しています。

まず始めに被保険者数の見込みをおこないます。これは、近年の被保険者数の減少傾向を参考に見積もります。

2番目に国民健康保険事業費交付金の対象・対象外区分別の「費用」と「収入額等」

の見込を行います。

3番目に県による国民健康保険事業費納付金の算定です。国からの算定係数の提示を受け、市町村から被保険者数や保険給付状況、所得の情報を提出することによって、県が納付金を算定します。

4番目に昨年度と同様に法定外繰入金の削減について検討を行います。今回の制度改正では、公費を拡充し、納付金システムを運用することで、法定外繰入金を削減し、県下統一保険料にすることが目標になっています。

5番目に歳出の総額に対し、どれくらいの歳入額があるのかを差引し、保険税収納必要額を算出します。

そして、最後に最終的に国民健康保険税率の見直しが必要となるかの検討です。

大磯町国民健康保険の現状については、以上になります。

議長、よろしく申し上げます。

【議長】

ただいまの事務局説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

今回の例で挙げられた世帯を抽出した理由はありますか？

【事務局】

特別な理由があるという事ではありません。このぐらゐの収入がある世帯で、保険税どのぐらゐ課せられているのかを知っていただくために例として挙げさせていただきました。

【議長】

今回、出していただいたパターン以外に色々なパターンを出していただけると、委員の皆さんも判断がしやすいと思います。

【事務局】

保険税率を示させていただく時に複数の世帯例を出させていただきたいと思います。

【委員】

今後の流れとしては、参考資料の最後のページにあることを今年度に行うという事で良いでしょうか？

【事務局】

その予定となっております。

【議長】

実際に数字を見ると見直しも必要な印象も受けますが、見直しを可否について、今後の検討事項としていきたいと思います。

他にご意見はございませんようでしたら、議題2の大磯町国民健康保険の現状については、ここまでとさせていただきます、次の議題に移ります。

<議題3 その他>

【議 長】

最後に「議題3 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。先ほど、述べさせていただきましたが、今後の国民健康保険運営協議会の予定についてご説明させていただきますので、参考資料の4ページをご覧ください。現時点で想定している開催日程は、第2回を8月、第3回を12月、第4回を1月、第5回を2月としています。

神奈川県に確認したところ、「納付金の計算については、若干のズレが生じる可能性はあるが、昨年度と同様のスケジュールで展開される予定」とのことでした。昨年度のスケジュールで展開されると、納付金額の仮係数で示されるのが10月下旬、確定計数が示されるのは1月初旬でした。この納付金額の通知を受けて、町としての保険税率の改定を行うかの判断することとなります。

また保険税率の改定を行う場合、3月議会で条例改正を行うという事になりますので、このスケジュールで手続きを進めた場合、国民健康保険運営協議会では、1月の納付金決定から3月の条例改正の間に、答申を頂きたいと考えておりますので、ご承知ください。

説明は以上となります。議長、よろしく申し上げます。

【議 長】

事務局より、スケジュールの説明がありましたので、委員の皆さまもご承知くださいますようお願いいたします。

【事務局】

もう一点、追加説明させていただきます。地方税法の改正が行われたことにより、軽減判定所得の見直しと課税限度額の見直しが行われました。この手続きを行うために国民健康保険税条例の専決処分を行ったことをご報告いたします。

【議 長】

その他、特にないようですので、これで終了とし、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局】

どうもありがとうございます。本日の議事録については、事務局で作成し、後日郵送させていただきますので、届きましたら各委員の皆さままでご確認を頂きたいと思っております。

本日の会議は以上になります。次回会議につきましては、8月20日(月)か21日(火)に実施したいと考えております。ご都合の良い日を机上配布させていただいた用紙に記載していただき、FAX等でご回答を7月11日(水)までにいただきたいと思っております。

それでは、本日の会議はこれで終了です。皆さまどうもありがとうございました。

<会議資料>

- 諮問書
- 平成 30 年度第 1 回大磯町国民健康保険運営協議会次第
- 大磯町国民健康保険運営協議会委員名簿
- 資料 1 国民健康保険制度改正の概要
- 資料 2 - 1 大磯町国民健康保険の現状について
- 資料 2 - 2 国民健康保険税の算定について
- 参考資料 大磯町国民健康保険運営協議会について